人権擁護委員へご相談ください

鈴木勝さん（吉田東栄町）、田中千佳子さん（仲町）が人権擁護委員として、10月1日付けで法務大臣から委嘱状を交付されました。

人権上問題ではないかと感じたり、法律上どのようになるのかよく分からなくて困ったときは、人権擁護委員へ相談してください。相談内容についての秘密は厳守します。

●**人権擁護委員（五十音順）**
磴邦子さん（中川）／板倉精一郎さん（吉田本町）／伊藤奈美江さん（高木第二）／加藤レイ子さん（野中才）／川上ノリ子さん（乙組）／鈴木勝さん（吉田東栄町）／高橋耕二さん（分水文京町）／高橋洋雄さん（熊森）／田中千佳子さん（仲町）／星野昭子さん（西燕町）／森井優子さん（本町一丁目）／渡邉哲夫さん（八王寺）

●**問い合わせ**　総務課総務係（吉田庁舎）内線３３２

「女性の人権ホットライン」強化週間

新潟地方法務局と新潟県人権擁護委員連合会では、11月15日㈰から21日㈯までを「女性の人権ホットライン」強化週間として、法務局職員や人権擁護委員が電話相談を受け付けます。土・日曜日も相談できます。ご利用ください。

●**とき**　11月15日㈰・21日㈯　午前10時～午後5時／11月16日㈪～20日㈮　午前8時30分～午後7時

●**相談内容**　差別・DV・セクハラ・夫婦間の問題など広く女性の人権に関すること。

●**電話番号**　０５７０・０７０・８１０（全国共通）

分水公民館からのお知らせ

■**11月の成人大学**

●**とき**　11月10日㈫　午前10時～11時30分

●**テーマ**　『越後瞽女唄（ごぜうた）をきく』

●**講師**　萱森直子さん

●**対象者**　市内在住の人

●**参加費**　無料

■**11月のギャラリー展示案内**

ギャラリー久賀美…笹子俳句会・分水拓本研究会／ふれあいパーク久賀美…分水切り絵村・川柳ぶんすい吟社／公民館ギャラリー…分水切り絵同好会／ギャラリー分水の里…分水老人クラブ書道クラブ

■**秋の分水芸能祭**

●**とき**　11月15日㈰　正午開演

●**問い合わせ**　分水公民館☎０２５６・９７・２７０３

土曜サロン・読書をほんとうに楽しむ会

読書好きな人々が集い、感想を語り合い、読書の楽しさを分かち合う会です。

今回は、山本周五郎／著『ちいさこべ』を読みます。皆さんの参加をお待ちしています。

●**とき**　11月21日㈯　午後3時～5時

●**ところ**　燕市立図書館

●**問い合わせ**　燕市立図書館☎０２５６・６２・２７２６

住民税の住宅ローン控除の申告方法が変わります

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減少する場合があります。平成11年から18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。（平成28年度まで適用）

●**住民税の住宅ローン控除を受けるには…**

平成21年度までは市への申告が必要でしたが、新たな住宅ローン控除の創設に伴い、平成22年度分から申告は不要となりました。

ただし、申告の必要がある場合には、これまでと同様に市へ申告を行い、控除の適用を受けることができます。これは、退職所得・山林所得を有する人や、所得税において平均課税の適用を受けている人については、新たな住宅ローン控除と税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除とで、控除される金額が異なる場合があるためです。

申告する場合は、毎年３月15日までに、市へ申告書を提出する必要があります。

●**住民税の住宅ローン控除の対象者は…**

給与所得者については、平成21年分の給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」が『０円』で、摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除額」より大きい場合に対象となります。

確定申告者は、平成21年分の「差引所得税額」が『０円』で、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合に対象となります。

●**平成21年から平成25年に入居した人は…**

住民税の住宅ローン控除の申告は不要です。

●**問い合わせ**　税務課市民税係（燕庁舎）内線525～527／巻税務署☎0256・72・2355（自動音声案内）

燕・弥彦総合事務組合消防本部からのお知らせ

『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』

11月9日㈪から15日㈰まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

管内（燕市・弥彦村）では、今年１月から９月末日まで、すでに19件（燕市17件・弥彦村２件）の火災が発生しています。これから一段と寒くなり、暖房器具などの使用が多くなることから、火災が起こりやすくなることが予想されます。もう一度、次の点に注意して火災のないまちづくりを目指しましょう。

●**住宅防火 いのちを守る ７つのポイント**
３つの習慣・４つの対策

【３つの習慣】
- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

【４つの対策】
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

11月９日は『119番の日』です

消防に対する正しい理解と認識を深め、防火防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制を確立するため、昭和62年から11月９日を「119番の日」と定めました。

119番通報を考えよう！

最近、いたずら電話や間違い電話が増加しています。いたずら電話が原因で119番が話し中になってしまうこともあります。いたずら電話は絶対にやめてください。

●**問い合わせ**　燕・弥彦総合事務組合消防本部
☎0256・92・1119

危険物の取り扱いには十分注意を！

11月９日㈪から15日㈰まで、危険物安全強調週間が実施されます。

毎年この時期になると、暖房器具の燃料に灯油などの危険物の取り扱いが増えることから、危険物の漏れ、火災などが多く発生しています。ご家庭や事業所などにおいても、次に挙げる点に注意し危険物事故を防ぎましょう。

■**ガソリンや灯油などの危険物に対するチェックポイント**

- 石油ストーブなどに灯油を補給する場合、必ず火を消してから、あふれ出さないように注意し給油してください。カートリッジタンク式のものは、給油後、タンクのふたを確実に締め、漏れのないことを確認してください。
  ※給油中はその場を絶対に離れないでください。
- 化粧品など、日用品の中にも石油類などの危険物が使用されている製品がありますので、取扱説明書をよく読み正しく使ってください。
- ガソリンや灯油など、危険物の保管方法には十分注意してください。
- ホームタンクからポリ容器への補給の際は、その場を離れないでください。

住宅用火災報知器の調査訪問をします

住宅用火災警報器の普及啓発用リーフレットの配布と設置状況の把握のため、燕・弥彦総合事務組合雇用の臨時職員が市内の各世帯を訪問し、ご本人の同意をいただいてから設置状況の聴き取りを行う予定です。

臨時職員が、ご家庭に配布と調査訪問にお伺いした際は、ご協力をお願いします。

※臨時職員が住宅用火災警報器の販売あっせんをすることはありません。

●**とき**　11月２日㈪～３月31日㈬
午前８時30分～午後５時

●**訪問実施者**　燕・弥彦総合事務組合雇用の臨時職員（臨時職員の証明証を携帯）